

令和7年度 台湾向け輸出プロモーション事業 企画提案仕様書

※本仕様書は、千葉県（以下、「県」という。）が委託する令和7年度台湾向け千葉県産農林水産物輸出促進事業に係る業務委託に関し、受託者を公募するために必要な基本的事項や情報を示したものであり、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案書や質疑応答の内容を踏まえた上で、改めて県が作成する。

1 事業名

令和7年度 台湾向け輸出プロモーション事業

2 事業全体の目的

台湾は日本の農林水産物・食品の有望な市場であり、県では、令和4年2月に県産農林水産物の輸入規制が緩和されたことから、令和4年度以降、バイヤー招へいや現地での商談会等、継続的なプロモーション活動を行ってきた。そして、令和6年5月に策定した「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」において、輸出ターゲット地域として位置付けたところ。

一方、台湾での農林水産物の輸出に際し、千葉県を含む5県に対して、放射性物質検査報告書の添付が引き続き求められており、特に県産水産物（鮮魚）での輸出促進の課題の1つとなっている。

令和7年度は、輸出ポテンシャル品目の梨・さつまいも・キンメダイを中心に、現状の課題や現地需要等を踏まえ、以下を目的としてプロモーション事業を実施し、現地バイヤーとの関係強化及び県産農林水産物の輸出拡大を図ることとする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 品目ごとの実施方針

品目	実施方針
梨	・ 確実な品質の県産梨を流通させ、千葉ブランドとしての販路拡大につなげること ・ 台湾向け輸出モデル事例を構築するとともに、県内産地に普及していくことで、輸出に取り組む産地の拡大を図ること
さつまいも	・ 県産さつまいもの魅力を発信し、更なる販路拡大につなげていくこと ・ 輸出に取り組む生産者の裾野拡大を図り、安定した物流体制を構築すること
キンメダイ	・ 県産水産物の安全性・美味しさをアピールし、輸入規制撤廃につなげること

（参考）令和6年度のフェア開催実績

品目	開催店舗
梨	台北市高級小売店（SOGO忠孝店、City Super復興店）
さつまいも	台北市、桃園市小売店（SOGO忠孝店、City Super復興店・新北板橋店、カルフル桃園経国店・桃園内壠店）
キンメダイ	台北市高級飲食店（駄介、大正浪漫、辰日本料理）

5 委託業務の内容

業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画の提案及び実施をすること。

また、企画提案書では実施内容、業務フロー、人員配置体制を明らかにし、下記に示した業務が遂行可能であることが客観的に理解できるような内容を示すこと。

(1) 現地バイヤー招へいの実施（下記アの梨フェアとの連動）

県産梨のギフト商品の開発に向けて、台湾の高級小売店のバイヤー（以下「現地バイヤー」という。）を招へいし、商材の検討をすること。

現地バイヤー 招へい概要	【時期】 令和7年8月頃 【期間】 1泊2日程度 【招へい人数】 ギフト商品導入を検討する現地バイヤー 5名程度（現地通訳含む） 【視察先】 県産梨の産地及び加工品事業者等3ヶ所程度 ※招へいする現地バイヤー及び視察先は、県と協議の上、決定する。
-----------------	--

ア 招へいに係る手配一式

招へいする現地バイヤー等に係る渡航費用一式（査証・保険等を含む）、宿泊先、滞在中の食事、国内交通費、県産品の手土産及びその他必要な手配・調整等を行うこと。

併せて、本招へい事業の全行程に同行し、運営管理、各種調整、報告書作成に必要な写真撮影等の記録を行うこと。

なお、本県に滞在中の食事や手土産については、県産農林水産物の魅力を十分伝えられる内容となるよう留意すること。

イ 視察に係る手配一式

視察先との調整・手配一式を行うこと。また、視察は借上車で移動することを想定し、現地バイヤー及び関係者の安全を担保すること。

ウ ギフト商品の開発

ギフト商品に係る県産梨やその加工品等の出荷時期・輸出量・価格等について、産地・現地バイヤーと調整すること。またギフト商品の販売に必要な資材を検討すること。

(2) 千葉県フェアの開催

フェア開催の共通事項は以下のとおりとし、梨・さつまいも・キンメダイについて、下記ア～ウによりフェアを開催すること。

【共通事項】

① フェアの提案内容について

- ・各フェアの期間は7日程度を想定とするが、販売期間は目標数量を達成できるように提案すること。
- ・チーバくん（着ぐるみを含む）を活用した、千葉県の魅力が伝わる効果的なプロモーションが望ましい。

② その他

- ・開催店舗・飲食店での調整や商品サンプルの手配、商品・販促資材の発送等、業務に係る行程について、県と密に打合せを行い、会場設営、進行管理、撤収完了まですべての業務を行うこと。
- ・産地、輸入者、輸出者、現地バイヤーや店舗責任者との連絡調整を密に行うこと。
- ・放射性物質検査は委託費用の中で行うこと。

ア 梨フェアの開催

高級小売店において、県産梨を使用した「梨フェア」を以下(ア)～(エ)により開催する。

フェア概要	【中心となる品種と開催期間】 あきづき等：台湾の中秋月(10/6)までの1ヶ月のうち、1週間程度 秋満月：需要の見込まれる時期に3日程度 【実施場所】 台北市及び台中市における高級小売店3店舗以上 【目 標】 取扱数量 1,000 kg 以上
-------	--

(ア) 販売促進に必要なプロモーションの企画・実施

以下の①～③を企画し、事前及びフェア期間中に実施すること。

① 店舗装飾

フェア実施店舗に合わせた装飾を現地バイヤーの意見を踏まえて検討し、実施すること。
販売する梨の品種や魅力が分かるようなPOP等を作成し、装飾すること。
なお、県作成のポスターや動画は提供することができる。
チーバくんを基に、赤を基調とした統一感のある装飾を心がけること。

② 試食販売員の手配等

フェア実施店舗に合わせた試食販売員の配置計画を作成し、県と協議の上、手配すること。
試食販売員は、県産食材の魅力を十分説明できるよう事前のレクチャーを実施すること。
試食は各店舗の販売数量の5%程度を見込むこととし、予め提供方法について協議をすること。

③ プロモーションの企画・実施

フェアの目標数量を達成できるよう、事前及びフェア期間中に実施するプロモーション

企画を提案すること。プロモーションの提案については販売店舗における店舗装飾や店舗における試食販売以外の提案とすることとし、販売促進につながるものであれば、場所や方法を限定しない。

また、上記（１）のバイヤー招へいと併せたギフト商品の提案も含め、連動したプロモーションを展開すること。最終的には県と協議の上、決定する。

（イ） フェア開催に係る運営管理

確実な品質の県産梨を流通させるため、産地から現地店舗までの各段階における梨の品質を確認し、撮影したものを事前に県に報告すること。ただし、産地選定に係る調整は、県が主として行うこととする。

（ウ） アンケート設計・実施

試食した現地消費者１００人以上にアンケートを実施すること。

アンケート項目に対してシールを貼るなど、アンケート回答しやすい設計とすること。

アンケート項目は予め県と協議をすること。

（エ） フェア開催後のフォローアップ

① 台湾向けガイドの作成

梨の台湾輸出に係る園地登録や出荷時の留意点を整理した台湾向けガイドを作成すること。

② 産地へのフィードバック等

梨フェアの実績及び改善点等を整理し、出荷産地及び関係機関にフィードバックするとともに、フェア後の追跡調査及び今後の商流につながるような企画提案を行うこと。

<留意点>

- ・（２）ア（ア）③に係るプロモーション費用（販促資材含む）は２００万円程度を見込むこと。

イ さつまいもフェアの開催

高級小売店等において、県産さつまいもを使用した「さつまいもフェア」を以下（ア）～（エ）により開催する。

フェア概要	【開催期間】 1/19～25までの1週間程度を想定 ※品種はべにはるかを想定 ※さつまいも加工品や梨も含め、県産食材での一体的なフェアの実施 【実施場所】 台北市及び台中市の小売店５店舗以上 【目 標】 取扱数量 4,000kg 以上
-------	---

（ア） 販売促進に必要なプロモーションの企画・実施

以下の①～③を企画し、事前及びフェア期間中に実施すること。

① 店舗装飾

販売するさつまいものこだわり、魅力が分かるようなPOP等を作成し、装飾すること。
その他は、「ア 梨フェアの開催」と同じ。

② 試食販売員の手配等

試食内容は焼き芋とし、店舗に焼き芋機がない場合は、レンタル等で手配すること。
その他は、「ア 梨フェアの開催」と同じ。

③ プロモーションの企画・実施

フェアの目標数量を達成できるよう、事前及びフェア期間中に実施するプロモーション企画を提案すること。

プロモーションの提案については販売店舗における店舗装飾や店舗における試食販売以外の提案とすることとし、販売促進につながるものであれば、場所や方法を限定しない。

(イ) フェア開催に係る運営管理

生産・出荷段階での植物検疫対策（土の付着を防ぐ）について、産地での対策を把握し、確実に実施されていることを確認すること。ただし、産地選定に係る調整は、県が主として行うこととし、当対策に係る経費は、産地への対策費として別途計上すること。

(ウ) アンケート設計・実施

「ア 梨フェアの開催」と同じ。

(エ) フェア開催後のフォローアップ

① 台湾向けマニュアルの作成

産地での植物検疫対策のため、生産管理段階での輸出対応を検討・整理し、台湾向けマニュアルを作成すること。

② 産地へのフィードバック等

ア (エ) ②と同じ。

<留意点>

- ・ (2) イ (ア) ③に係るプロモーション費用は200万円程度を見込むこと。
- ・ 産地段階での品質対応を確実に実施してもらうため、検疫対策で生じた掛かり増し経費（人件費等）について、10万円程度を見込むこと。
- ・ 台湾向けマニュアルについては、写真等を活用し、見やすい形での作成を心がけること。

ウ キンメダイフェアの開催

高級飲食店において、県産キンメダイを使用した「キンメダイフェア」を（ア）～（ウ）により開催する。

フェア概要	【開催期間】 10～11月頃までの1週間程度を想定 ※ただし、フェア実施に効果的な時期とすること ※脂肪分が豊富な産卵前のキンメダイを使用すること 【実施場所】 台北市の高級飲食店3店舗以上 (うち新規開拓 2店舗以上) 【目 標】 情報発信による県産キンメダイの認知度向上
-------	--

（ア） 販売促進に必要なプロモーションの企画・実施

以下①、②を企画し、事前及びフェア期間中に実施すること。

① 現地飲食店でのメニュー開発

フェア実施に当たり、現地飲食店と事前調整の上、冷凍フィレ及び冷凍セミドレスを使用したメニューを開発すること。メニュー内容については、現地需要に則した、キンメダイの魅力がより伝わるものとする。

② プロモーションの企画・実施

フェアの目標を達成できるよう、フェア期間中に実施するプロモーション企画を提案すること。また、フェアがより効果的になるよう、インフルエンサー等の試食を通じた情報発信により、県産キンメダイの美味しさを広くPRすること。

（例）

- ・飲食業界関係者の多くが読者となる雑誌に特集記事として複数ページ掲載
- ・テレビ等主要メディアに複数回にわたり取り上げられるなど、広く一般に認知されているシェフや有名人等のYouTubeチャンネル等でのSNS発信
- ・その他、同様のPR効果が見込まれる方法にてPR

（イ） アンケート設計・実施

アンケート設計に当たり、県産キンメダイの今後の方向性（輸入規制撤廃に向けた方向性）が見えるような質問項目を設定すること。また、アンケート項目に対してシールを貼るなど、アンケート回答しやすい設計とすること。

アンケート項目は予め県と協議をすること。

試食した現地飲食店及び消費者に対し、30名程度アンケートを実施すること。

（ウ） フェア開催後のフォローアップ

キンメダイフェアの実績、新商品の評価等を整理し、産地にフィードバックするとともに、需要の見込まれる飲食店等への定着に向けた今後の企画提案を行うこと。

＜留意点＞

- ・ 現地消費者に広く認知してもらい、目標を達成できるような提案を行うこと
- ・ 高級飲食店の選定に関し、県産キンメダイに興味を示す店舗を前提とし、事前に想定される金額を伝えた上で、フェア以外にも定期的に取り扱ってもらえる可能性のある店舗でのフェア開催に努めること
- ・ 県産キンメダイの価格低減に向け、海上輸送での流通調整を行うこと。ただし、産地選定に係る調整は、県が主として行うこととする。

（３）独自提案

実施するフェア以外の手法により、県産農林水産物の新たな販路開拓につながる手法を提案すること。なお、対象品目はフェアで扱う品目とする。

（４）報告書の作成

本委託事業の業務の実施報告及び成果を報告書にまとめた上で、電子データにて県へ提出すること。

ア 報告書に含める内容（効果測定）

- （ア） 台湾におけるフェアの開催結果、売上・販売結果等
- （イ） フェアで連携した輸入者の県産品の輸入状況のヒアリング結果
- （ウ） メディア取上げ等、その他成果品と認められるもの
- （エ） 台湾向けガイド（ア（エ）①）及びマニュアル（イ（エ）①）

イ 提出期限

令和８年３月１９日（木）

（５）追跡調査の実施

本業務のフェアで取り扱った商品について追跡調査を定期的に行い、フェア期間後の県産農林水産物等の定着状況を把握し、県に報告すること。

（６）その他

本事業の実施に係り、県職員及び関係者等が台湾現地の視察や調査等を行う場合に、通訳の手配や訪問先のアポイントメント取得等の各種調整を行うこと。なお、県職員及び関係者等の現地出張は、４回程度（１回当たり４日程度、時期は７月頃及びフェア開催期間）を想定すること。県職員及び関係者等の出張旅費は、本事業の委託費には含まないものとする。

６ 最終成果物の提出について

本事業の受託事業者は、最終的な成果物を下記のとおり県へ提出し、検査を受けること。

（１）提出物

- ア 業務完了報告書（様式は県が指定する）
- イ 報告書（上記５（４）に記載のもの）

(2) 提出期限

令和8年3月19日(木)

(3) 提出方法

電子メールによる

(4) 提出先

千葉県農林水産部販売輸出戦略課 輸出支援室

7 事業運営及び管理について

本業務が円滑に実施され、かつ高い効果を獲得することが可能な運営体制を構築するとともに、進行管理を徹底すること。

(1) 県との連絡調整

委託業務の実施に当たっては、県担当者との連絡調整や打合せを十分に行うこと。打合せを実施した際は、終了後速やかに記録を取りまとめ、県担当者へ提出すること。

(2) 主任者の選任

委託業務を円滑に遂行するため、本業務を統括し県との連絡調整を行う主任者を置く。主任者は、事業受託者の組織内において管理職又はそれと同等の立場にある者とする。なお、主任者はやむを得ない場合を除いて事業委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 問合せ等への対応

本事業に関わる輸出事業者及びその他事業者からの問合せ等に対応できる体制を整えること。

(4) 事故及びクレームの対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。

(5) 成果物等の取扱い

本事業の委託経費で制作した成果物等についての著作権、所有権その他これらに類する権利は全て県に帰属する。ただし、事業委託期間中は、事業受託者が適正に管理し、事業終了後に県へ引き継ぐこととする。なお、終了後も引き続き事業受託者その他が管理すべきと判断される場合は、別途協議し決定する。

8 法令遵守及び安全管理について

(1) 関係法令の遵守

委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

本業務の遂行に係る安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、作業現場における緊急時の連絡体制を整備すること。なお、事業受託者の組織内におい

て同様の内規等がある場合は、それに代えることができる。

(3) 作業者及び第三者の安全管理

本業務に関わる作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者に危害を及ぼさないように万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託事業者の責任において措置すること。

9 秘密の保持について

本業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務委託期間終了後も同様とする。

10 その他

(1) 個人情報の取扱・管理について

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償について

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 再委託について

原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託が必要な場合は、あらかじめ当該業務を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得ること。

(4) 著作権等について

受託者の制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。また、受託者の使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(5) 仕様書の変更について

本業務の実施に当たっては不確定要素が多いことから、県と必要な協議、打合せを十分に行い、その指示に従い誠実に業務を進めること。また、やむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(6) 業務内容の変更又は中止に係る委託料の取扱いについて

契約締結後、大規模災害の発生等による影響で業務内容の変更又は中止が生じた場合、委託料の取り扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて県と事業受託者において協議の上決定する。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と事業受託者が協議して決定する。